

IC 事業者カードローンカード規定

多摩信用金庫

当金庫とのカードローン契約にもとづき開設したカードローン口座について発行した事業者カードローンカード（以下「IC ローンカード」といいます。）をカードローン契約にもとづく当座貸越取引（以下「たましん事業者カードローン」といいます。）に利用する場合は、次により取扱います。

1. カードの利用

- (1) 当金庫が発行した IC チップで取引のできる IC ローンカードは、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫所定の IC ローンカードが利用できる、当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して、たましん事業者カードローンの貸越を受ける（以下、「払戻し」といいます。）場合
 - ② 当金庫所定の IC ローンカードが利用できる、当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した当金庫金融機関等（以下、「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して、たましん事業者カードローンの貸越金に任意の返済（以下、「任意返済」といいます。）をする場合
 - ③ 当金庫所定の IC ローンカードが利用できる、当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して、振込資金をたましん事業者カードローンの貸越金からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ その他当金庫所定のお取引をする場合
- (2) 当金庫所定の IC ローンカードが利用できる ATM を使用してお取引を行う場合、磁気ストライプが併載されている IC ローンカードであっても IC チップによるお取引となります。前項の 1 号、2 号、3 号の ATM 以外の ATM および自動機については、磁気ストライプが併載されている IC ローンカードであれば、磁気ストライプによるお取引が可能です。

2. ATM による払戻し

- (1) ATM を使用して払戻しをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に IC ローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM による払戻しは、当金庫所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および提携先の ATM による 1 日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) ATM を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記 5. (1) に規定する ATM 利用手数料金額との合計金額が払戻しすることのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

3. ATM による任意返済

- (1) ATM を使用して任意返済をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM に IC ローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATM による任意返済は、当金庫所定の金額単位で貸越金残高の範囲内（当月定例返済額を除く）とし、1 回あたりの任意返済は当金庫および預入提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATM を使用しないで任意返済をする場合には、当金庫の取扱店の窓口で IC ローンカードを呈示することにより返済することができます。

4. ATMによる振込

- (1) ATMを使用して振込資金をたましん事業者カードローンの貸越金からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにICローンカードを挿入し、届出の暗証番号とその他必要な事項を正確に入力してください。この場合の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫または振込提携先のATMによる1日あたりの振込について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。

5. ATM利用手数料等

- (1) ATMを使用して払戻しをする場合には、当金庫および支払提携先所定のATMの利用に関する手数料をいただきます。
- (2) ATMを使用して任意返済をする場合には、預入提携先所定のATMの利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) ATM利用手数料は、払戻しまたは任意返済時に、通帳および払戻請求書なしで、利用日付をもって自動的にカードローンにより貸越を行い、その貸越金により支払っていただきます。なお、預入提携先または支払提携先のATM利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金をたましん事業者カードローンの貸越金からの振替による払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、利用日付をもって自動的にカードローンにより貸越を行い、その貸越金により支払っていただきます。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. ATM故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫がATM故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でICローンカードにより払戻しをすることができます。この場合、当金庫所定の払戻請求書にICローンカードの口座番号、氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、ICローンカードとともに窓口へ提出してください。
- (2) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でICローンカードにより任意返済ができます。この場合、ICローンカードを提出のうえ、窓口へ任意返済の旨をお申し出ください。
- (3) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第1項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 第2項による払戻しまたは任意返済をする場合には、カードを提出のうえ、当金庫の定める手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (5) 前記第1条第1項、第1号、第2号、第3号に規定された当金庫所定のICローンカードが利用できるATMが故障した場合、ICローンカードのICチップ機能に障害が発生した場合、または磁気ストライプ機能に障害が発生した場合などには、ICチップによるお取引やその他の提供機能の利用ができなくなります。この場合、磁気ストライプが併載されているICローンカードであっても、磁気ストライプによるお取引ができなくなることがあります。

7. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ICローンカードを紛失した場合には、直ちに借主から書面によって当金庫に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにICローンカードによる払戻しの停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 前項の届出の前、IC ローンカードを紛失した旨電話による届出があった場合にも前項と同様とします。この場合にも、すみやかに書面によって当金庫へ届出てください。
- (3) 住所、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに借主から書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) IC ローンカードを紛失した場合の IC ローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きを行った後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。
- (5) IC ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (6) 暗証番号は、第3項によるほか、当金庫所定の ATM を利用して変更することができます。ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM に IC ローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を入力してください。この場合、第3項における書面による届出の必要はありません。

8. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、ATM の操作の際に使用された IC ローンカードが、当金庫が借主に交付した本件カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。
- (2) IC ローンカードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理してください。IC ローンカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに借主から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに出金の停止の措置を講じます。
- (3) IC ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. ATM への誤入力等

- (1) ATM の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先、支払提携先、振込提携先の ATM を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様です。
- (2) IC ローンカードによる窓口での払戻しまたは任意返済をする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 解約等

- (1) たましん事業者カードローン契約を解約する場合には、当金庫所定のカードローン取引解約届を提出していただきます。この場合、解約日現在の貸越金残高ならびに利息を清算していただきます。
- (2) IC ローンカードの改ざん、不正使用等当金庫が IC ローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちに、IC ローンカードを当金庫に返却してください。
- (3) 前項により、当金庫が IC ローンカードの利用をお断りした場合には、たましん事業者カードローン契約の解約について、カードローン取引解約届の提出を不要とします。
IC ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

11. 譲渡、質入れ等の禁止

IC ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定、振込規定およびたましん事業者カードローン契約規定により取扱います。

13. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め、店頭または当金庫ホームページに規定を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020.4 改定)